

三鷹市自治基本条例検討試案

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 市民と市民自治（第4条—第6条）

第3章 市議会（第7条—第8条）

第4章 執行機関（第9条—第11条）

第5章 市政運営（第12条—第28条）

第6章 参加及び協働（第29条—第35条）

第7章 政府間関係（第36条—第38条）

附則

三鷹市政は、主権者である市民の信託に基づいて成立し、参加と協働を基本とし、市民のために行われるものでなければならない。

市民にとって最も身近な政府である三鷹市は、市民の期待に応え、市民のためのまちづくりを進めるとともに、まちづくりを担う多くの人々が、参加し、助け合い、そしてともに責任を担い合う協働のまちづくりを進めることを基調とし、魅力と個性のあふれるまち三鷹を創ることを目指すものである。

三鷹市は、文人達も愛した緑と水の豊かなまちであり、これまでの歩みの中でも市民生活の向上に積極的に取り組むなど、常に先駆的なまちづくりを進めてきた。

私たち市民は、三鷹市の財産ともいえる自然と文化、歴史を大切に受け継ぎ、郷土を愛する心を守り育てることを宣言する。そして、世界平和への寄与、基本的人権の尊重、協働とコミュニティに根ざした市民自治を確かなものとし、誇りに思える地域社会を築き上げ、日本国憲法に掲げる地方自治の本旨をこの三鷹において実現するために、三鷹市の最高規範として、ここにこの条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、三鷹市における自治の基本理念と基本原則及び自治機構と自治運営の基本的な仕組みを定め、市民の信託に基づく市議会及び市長等の役

割と責任を明らかにするとともに、市民自治による協働のまちづくりを推進し、もって日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住み、若しくは市内で働き、学び、若しくは活動する人をいう。
- (2) 事業者等 市内において、営利又は非営利の活動、公共的活動その他の活動を営む団体をいう。
- (3) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (4) 市 基礎自治体としての三鷹市をいう。

○ これまでも市は、市外の居住者で三鷹市において様々な活動をする人も「市民」としてとらえ、各種の参加の機会を保障してきました。例えば最近の取り組みでも、市とパートナーシップ協定を締結した「みたか市民プラン21会議」の参加資格は、在住・在勤・在学の市民に加え市内での活動者も含めるなど、広範な市民との協働を進めてきました。そこで第1号の「市民」の定義においても、市内の活動者も含めた広義の「市民」としています。

（条例の最高規範性等）

第3条 この条例は、市政運営における最高規範であり、市は、他の条例、規則等の制定並びに法令、条例、規則等の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合性を図らなければならない。

2 市民及び市は、地方自治の推進に向けた取組を通してこの条例の不断の見直しと検証を行い、将来にわたりこの条例を発展させるものとする。

- 第1項は、市の定める条例・規則のみならず、分権改革で拡充された「自治解釈権（法令解釈権）」の視点から、国等が定める法令等の解釈及び運用に当たっても自治基本条例の趣旨を尊重することとしています。
- 第2項は、自治基本条例を、日本国憲法のように容易に改正しない「硬性法（条例）」とするのではなく、制定後も、市民等によって検証・見直しが行われ、育てられる条例であることを明らかにしています。

○ 三鷹市の自治基本条例の特徴は、市の最高規範であるとともに、他団体の自治基本条例に比べると規定項目も多く多岐にわたり、その内容も抽象的な宣言ではなく、具体的な規定によって実効性のある規範としています。よって、各種の制度の創設や変更等に伴い、自治基本条例の改正を行うことも必要になってきます。

第2章 市民と市民自治

（地域における市民の権利、責務等）

第4条 市民は、地域における自治活動、コミュニティ活動、ボランティア活動等の社会貢献活動その他の自主的な活動を推進するために主体的に組織等を作り、他の何人からも干渉されず、自由に自立した活動を営むことができる。

2 市民は、地域の諸課題の解決に向けて自ら行動し、市民自治を実現するために、まちづくりを主体的に行うことができる。

3 市民は、前2項の活動を行うときに、自らの発言と行動に責任を持つとともに、市民相互の連帯と責任に基づき、互いの意見と行動を尊重しなければならない。

○ 三鷹市の市民自治の実績である、コミュニティ・センター条例の理念や、「みたか市民プラン21会議」の「基本ルール」等を踏まえ、市民の自由な自治活動の権利（第1項）、まちづくりを推進する権利（第2項）、市民間のルール等（第3項）について定めています。

（市政における市民の権利、責務等）

第5条 市民は、市政の主権者であり、市政に参加する権利を有する。この場合において、市政に参加しないことによって不利益な扱いを受けない。

2 市民は、市政情報に関し、知る権利を有するとともに、自己に係る個人情報の開示及び適正な措置を請求する権利を有する。

3 市民は、法令又は条例の定めるところにより納税の義務を負うとともに、適正な行政サービスを受ける権利を有する。

○ 第2項は、情報公開条例及び個人情報保護条例で保障する、知る権利や個人情報の開示請求権等を市民の有する権利として定めています。

○ 第3項は、市民が信託を行った自治体に対して税を納め、税の再配分として、適正な行政サービスの提供を受けるという「自治の原点・原則」について定めています。

今後、「三位一体改革」の税源移譲による地方分権が進められる流れの中で、行政サービスの水準と市民の負担のあり方について自己決定を図るという「歳入の自治」と「歳出の自治」の確立の重要性も踏まえて、この規定を定めています。

（事業者等の権利、責務等）

第6条 事業者等は、自由に自立した活動を営むとともに、市民及び市と相互に連携・協力を図り、協働の担い手としてまちづくりに参加する権利を有する。

2 事業者等は、法令又は条例に定める責務を遵守するとともに、市民とともに地域社会を構成するものとしての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、安全でうるおいのある快適な環境の実現とまちづくりの推進に寄与するよう努めなければならない。

第3章 市議会

（市議会の役割、責務等）

第7条 市議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、市民の直接選挙により信託を受けた議員によって構成される意思決定機関であり、市民の信託に応えるため、事案の決定、市政の監視及び牽制を行うものとする。

2 市議会は、市民への情報提供を積極的に推進するとともに、市民に開かれた議会運営に努めなければならない。

3 市議会は、前2項の役割、責務等を果たすため、市議会の持つ権能を最大限に発揮して活動するものとする。

（市議会の立法活動、調査活動等）

第8条 市議会は、議会の活性化に努めるとともに、独自の政策提言と政策立案の強化を図るため、立法活動、調査活動等を積極的に行うものとする。

第4章 執行機関

（市長の責務）

第9条 市長は、その地位が市民の信託によるものであることを認識し、市政の代表者として市民の信託に応え、市民自治の理念を実現するため、公正かつ誠実に市政の運営に当たらなければならない。

2 市長は、毎年、市政運営の方針を明確に定めるとともに、その達成状況を市民及び市議会に説明しなければならない。

- 第2項に該当する現在の市の取組は、予算案とともに策定している「施政方針」の発表や、また達成状況に関するものとしては、決算に関する説明及び「自治体経営白書」の作成等があります。

（執行機関の連携・協力）

第10条 市の各々の執行機関は、所掌事務について、自らの判断と責任においてこれを公正かつ誠実に処理するとともに、市長の総合的な調整のもと、執行機関相互の連携及び協力を図りながら、一体として行政機能を発揮しなければならない。

（補佐職の設置等）

第11条 市長は、助役等の常勤の特別職に加えて、市長の業務を補佐し、専門的な助言を行うために、補佐職等を設置し、任用することができる。

2 市長は、地方自治法第161条第2項及び第3項の規定に基づき設置する助役について、その職が市長を補佐し、代理する職であることを明確にするために、助役の呼称を副市長とすることができる。

- 第1項の補佐職の設置は、まちづくり研究所の提言によるものですが、個別具体的な補佐職の設置を想定しているのではなく、市民から選ばれた市長が政策の実現を図るために、必要に応じて補佐職を設置できるよう自治基本条例に明示することが必要であるとの考えに基づくものです。
- 第2項では、助役の呼称を「副市長」と改める制度について定めていますが、この「副市長制」は、現在でも政令市を中心に多くの市で導入されています。助役の呼称を「副市長」とすることによって、「知事」を補佐する「副知事」のように、その職が市長を補佐し代理する職であることを明確にすることが目的であり、「副市長」が助役と異なった権限を持つものではありません。

第5章 市政運営

（市の率先行動の基本原則）

第12条 市は、国が批准した国際規約等で確認されている人間の尊厳、自由、平等及び持続可能な発展を実現するために、市の役割と責任を明確にし、率先して行動しなければならない。

- 女性、子ども、障がい者等の権利拡充や環境問題等への取組について、市は、世界人権宣言、国際人権規約、子どもの権利条約、環境関係の条約など、日本政府が批准している国際規約等に基づき、率先して取組を行うことを明らかにしたものです。
- また、子どもの権利条約を日本政府が批准して10年が経過しましたが、国の取組の遅さが指摘されているなどの問題もあり、市としては、人権や環境問題等について国の対応を待つのではなく、市民や議会と協議を図りながら、自治体としてできることを率先して実行する姿勢を示したものです。

（基本構想、基本計画の位置付け等）

第13条 市長等は、総合的、計画的な行政運営を行うために、市の最上位計画として市議会の議決を経て基本構想を定めるとともに、基本構想の実現を図るために、基本計画を策定するものとする。

2 基本構想及び基本計画に基づき策定する個別計画は、基本構想及び基本計画との整合及び連動が図られるようにしなければならない。

（情報公開等）

第14条 市は、市の保有する情報が市民の共有財産であり、すべての人の知る権利の実効的保障が、市民参加と公正で民主的な市政の推進のために極めて重要であることを認識し、開かれた自治体として積極的な情報公開と情報提供を行わなければならない。

（個人情報の保護）

第15条 市は、市民の基本的人権を守るために、個人情報の適正な保護を行うとともに、何人に対しても、自己に係る個人情報の開示と適正な措置を請求する権利を保障するために、必要な措置を講じなければならない。

（パブリックコメント）

第16条 市長等は、重要な条例及び計画の策定等に当たり、市民の意見を反映させるために事前に案を公表し、市民の意見を聴取するとともに、提出された市民の意見に対する市長等の考え方を公表しなければならない。ただし、特に緊急を要する場合は、この限りでない。

（説明責任）

第17条 市長等は、政策決定の理由を説明する責任を有するとともに、計画や事

業の実施に当たって掲げた目標について、達成の有無及び達成状況等の結果を市民に分かりやすく説明しなければならない。

(要望、苦情等への対応)

第18条 市長等は、市政に関する市民の要望、苦情等に誠実、迅速かつ的確に対応するとともに、その結果について速やかに市民に回答しなければならない。

2 市長等は、市民から苦情として寄せられた事案について、その原因を追求し、再発防止、未然防止等の適正な対応に努めなければならない。

3 市長等は、毎年度、市民の要望、苦情等への対応状況について年次報告を取りまとめ、これを公表する。

- 市民から寄せられた要望、苦情等についての的確な対応を図り、サービスや施策の改善につなげる取組は、民間企業においてはかねてから重視し商品の改良などに結びつけてきましたが、行政においても市民満足度の向上を図り、市民との信頼関係を強化するうえで、その取組はますます重要になっていると考え、本条例で定めることとしています。
- 第3項に該当する現在の取組は、総務部相談・情報センターが毎年発行している「市民相談のあゆみ」等がこれに該当します。

(オンブズマン)

第19条 市長は、市民の市政に関する苦情を公正かつ中立な立場で迅速に処理することにより、市民の権利利益を擁護し、市政に対する市民の信頼性を高め、公正で透明な市政の推進を図るため、三鷹市総合オンブズマン(以下「オンブズマン」という。)を設置する。

2 オンブズマンは、市民の申立てに係る苦情又は自己の発意に基づき取り上げた事案について、市長等に対して意見を述べ、若しくは是正等の措置を講ずるよう勧告し、又は苦情等の原因が制度そのものに起因するときは当該制度の改善に関する提言を行うことができる。

3 市長等は、オンブズマンの職務の遂行に関し、その独立性を尊重し、積極的な協力援助を行うとともに、オンブズマンから勧告又は提言を受けたときは、これを尊重し、誠実かつ適切に処理しなければならない。

- オンブズマン制度については、市独自の「市民の救済制度・不服申立て制度」としての位置付けを明確にするために、総合オンブズマン条例の主な規定を、自治基本条例でも掲げています。

（職員及び組織）

第20条 市は、広く人材を求め、公正で有能な職員の任用に努めるとともに、適材適所の人事配置、効果的な人材育成及び適切な人事評価と処遇を行うことにより、職員と組織の能力が最大限に発揮されるよう努めなければならない。

2 職員は、その職責が市民の信託に由来し、市民全体の奉仕者であることを自覚し、法令等及び任命権者の指示に従い、誠実、公正かつ能率的に職務を行うとともに、創意をもって自治の充実に努めなければならない。

3 市の組織は、市民に分かりやすく、効率的かつ機能的なものであるとともに、社会経済情勢の変化や市民のニーズに的確に対応するよう編成されなければならない。

（適法・公正な市政運営）

第21条 市政の運営に携わる者は、市政に違法又は不当な事実があった場合は、これを放置し、又は隠してはならず、組織の自浄作用により市政の透明性を高め、市政を常に適法かつ公正なものにしなければならない。

- 適法・公正な市政運営を進めるための取組のひとつとして、条例要綱案では既設のオンブズマン制度を活用した「公益通報者保護制度」の創設を提起していました。
条例要綱案で提示した本制度に寄せられた各方面からの意見をふまえ、今後、適法・公正な市政運営を図るための「公益通報者保護制度」のあり方について、さらに検討を進めていきます。

（政策法務）

第22条 市は、市民のニーズや市の行政課題に対応した主体的な政策活動を推進するために、自治立法権と自治解釈権を活用した積極的な法務行政を推進しなければならない。

2 市は、この条例及び第13条第1項に基づき定める基本構想及び基本計画の目的を達成するために、分野別の基本条例、総合条例等を整備するものとする。

- まちづくり条例、健康福祉総合条例、環境基本条例等は、第2項の規定により、自治基本条例の目的を実現するための条例としても位置付けられます。

（行政サービス提供の基本原則）

第23条 市長等は、提供する行政サービスに関する情報を分かりやすく市民に公表するとともに、行政サービスの提供に当たっては、公平かつ効率的で、質の

高いサービスの提供を図り、市民満足度の向上に努めなければならない。

（自治体経営）

第24条 市長等は、事業の実施に当たり、最少の経費で最大の効果を上げるよう努め、地域における資源を最大限に活用した事業の戦略的な展開を図るとともに、市民満足度の向上と成果重視の観点を踏まえた自治体経営を推進しなければならない。

2 市長は、健全な財政運営に努めるとともに、市の財政、財務等に関する資料を作成して公表することにより、市の経営状況を的確かつ分かりやすく市民に伝えなければならない。

3 市長は、他の執行機関と連携を図りながら、各種の行政サービスを受ける市民間の負担の適正化と社会資本整備等における世代間の負担の公平化が図られるよう、適切な財政政策を進めなければならない。

（行政評価）

第25条 市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を図るため、適切な目標設定に基づく行政評価を実施し、評価結果を施策等へ速やかに反映させるよう努めるとともに、行政評価に関する情報を分かりやすく市民に公表するものとする。

（監査）

第26条 監査委員は、市の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行の監査を行うに当たり、事務事業の適法性及び妥当性のほか、経済性、効率性及び有効性の評価等を踏まえた監査を行うものとする。

- 監査委員が市の事務の監査を行うに当たり、法令等の趣旨に沿って適正に行われているかという観点に加え、事業の有効性、効率性及び経済性に重点を置いた、事業評価手法の監査を推進することを示しています。
- これまでの自治基本条例では、執行機関に関する事項は実質的に首長部局に関する規定のみであり、他の執行機関の役割等に着目した規定はありませんでした。三鷹市では、第26条の監査のほか、第33条では「学校と地域との連携」として、教育委員会の役割と取組について規定しています。

（出資団体等）

第27条 市長等は、市の出資団体に対して、適切な情報公開及び個人情報の保護が行われるとともに、市の出資した目的が効果的かつ効率的に達成できるよう、

必要な支援及び要請を行うことができる。

- 2 市長等は、他の団体へ出資又は業務の委託を行う場合は、必要な範囲で、当該団体の業務や財務に関する情報の開示を求めることができる。
- 3 市長等は、補助金の交付を行った団体等による公共的なサービスの提供に係る市民の苦情を受けた場合は、当該団体等の協力を得て、その苦情の内容を調査し、必要な場合、当該団体等に対して意見、助言等を述べることができる。

- 市は、これまでも外郭団体に対して、市に準じた適切な情報公開や個人情報保護の要請等を行ってきましたが、第1項及び第2項では、出資団体等との関係における市の基本的な姿勢・方針等を定めています。
- 市は、基本構想・基本計画や行財政改革推進計画等の方針に基づき、民間事業者やNPO等へ市の業務の委託・移転を積極的に進めていくこととしています。そこで第3項では、市は、補助金の交付を行った団体等による公共的なサービスについて市民から苦情を受けた場合などは、必要な調査を行い、意見を述べるなどの取組を行うことにより、同じく基本構想等で掲げている「総合的なコーディネート機能」や「安定した市民生活を保障する機能」等の役割を果たしていく姿勢を示しています。

（危機管理）

第28条 市は、緊急時に備え、市民の身体、生命及び財産の安全性の確保と向上に努めるとともに、総合的かつ機動的な危機管理の体制を確立するために、市民、事業者等、関係機関との協力、連携及び相互支援を図らなければならない。

第6章 参加及び協働

（計画の策定過程等）

第29条 市長等は、基本構想、基本計画及びその他の重要な個別計画（以下「計画等」という。）の策定に当たっては、市民の多様な参加を保障するとともに、市民の検討に必要な情報を取りまとめた資料集等の作成を行うものとする。

- 2 市長等は、計画等の進捗状況の管理及び達成状況の把握を適切に行い、これを公表するとともに、社会情勢等の変化に弾力的に対応した計画等の改定を行うものとする。

- 第1項の「資料集等」には、これまで市が基本計画の策定時に作成してきた「論点データ集」や「基礎用語事典」などが含まれます。

(市民会議等の設置及び運営)

第30条 市長等は、市民、学識者等の意見を市政に反映させるために、市民会議、審議会等（以下「市民会議等」という。）を設置することができる。

- 2 市長等は、前項の規定により市民会議等を設置するときは、設置目的等に応じて委員の公募を行うとともに、委員の男女の比率、年齢構成及び選出区分が著しく不均衡にならないように留意し、同一の委員が著しく長期にわたって就任し、又は同時期に多数の市民会議等の委員に就任することのないように努めなければならない。
- 3 市長等は、市民会議等の会議を、法令、条例等に特別の定めがあるものを除き、原則的に公開しなければならない。ただし、市民会議等は、特別な理由があるときは、会議に諮り、その会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- 市民会議等の設置や公開等具体的な基準は、別に規程等を制定し詳細を定めます。

(コミュニティ活動)

第31条 市長等は、市民の自発的な地域における自治活動及びコミュニティ活動が推進されるよう、活動拠点となるコミュニティ・センター及び地区公会堂（以下「コミュニティ施設」という。）の環境整備及び必要な支援を行うとともに、市民と連携したまちづくりを進めるものとする。

- 2 コミュニティ施設は、市民の、市民による、市民のための施設として、市民の自由と責任を基調とした管理運営が行われなければならない。

- 第2項は、コミュニティ・センター条例の趣旨を踏まえた規定としています。

(協働のまちづくり)

第32条 市長等は、市、市民、事業者等の多様な主体が相互に連携・協力し、まちづくりや公共サービス提供の担い手となる協働のまちづくりを推進するために、市民協働センターの環境整備を行うとともに、必要な支援を行うものとする。

- 2 市長等は、協働のまちづくりの推進において、多様な主体が情報を共有し、意見を交換し、開かれた参加と意思形成が図られるよう、多様で開かれた場と機会の創設に努めなければならない。

3 市民、事業者等及び市長等は、計画の策定及び実施の過程において、市民参加の実効性を確保し、協働のまちづくりを推進するために、各々の役割、責務等を定めたパートナーシップの推進に関する協定を締結することができる。

- 基本構想・基本計画の策定時に、「21会議」と市で「パートナーシップ協定」を締結した実績がありますが、今後、様々なまちづくりの分野において、このような協定を締結し、パートナーシップ型のまちづくりの推進を図ることを目指しています。
- 公園や道路等の公共施設の管理・運営において、市民団体と市が協定等を締結し、市民による自主的な管理・運営が行われている取組も、本条の趣旨に基づくものといえます。

（学校と地域との連携）

第33条 教育委員会は、地域と連携協力し、保護者、地域住民等の学校運営への参加を積極的に進めることにより、地域の力を活かした、創意工夫と特色ある学校づくりを行うとともに、市長と連携し、学校を核としたコミュニティづくりを進めるものとする。

- 教育委員会による、「コミュニティ・スクール」の取組や、学校を核としたコミュニティづくりの基本的な姿勢・方針を掲げています。

（出資団体及び他の官公庁との連携等）

第34条 市長等は、市の出資団体及び他の官公庁と連携し、三鷹市における総合的なまちづくりの推進を図るとともに、必要に応じて、協議会等を設置し、まちづくりの推進に関する協定等を締結することができる。

- 現在、市、JR、郵便局等で設置している「官公庁連絡会議」は、この「協議会」のひとつにあたるものであり、また、国際交流協会等と締結している「防災パートナーシップ協定」などは、本条で掲げる「まちづくりの推進に関する協定」に該当するものになります。

（住民投票）

第35条 市内に住所を有する年齢満18歳以上の者で別に定めるものは、市の権限に属する市政の重要事項について、その総数の五十分の一以上の者の連署を

もって、条例案を添え、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。

- 2 前項の条例案において、投票に付すべき事項、投票の手続、投票資格要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとする。
- 3 市長は、第1項の請求を受理した日から20日以内に市議会を招集し、意見を付けてこれを市議会に付議し、その結果を同項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。
- 4 前3項に掲げるもののほか、第1項による住民投票の請求の処置等に関しては、地方自治法第74条第2項、第4項及び第6項から第8項まで、第74条の2第1項から第6項まで並びに第74条の3第1項から第3項までの規定の例による。

- 本条では、住民投票の請求資格、必要連署数等を定め、投票事項、投票資格等は請求時の条例で定めることとしています。また、必要連署数及び議会への付議等は、自治法による条例制定等の直接請求に準じたものとしており、最終的に住民投票の実施の可否は、議会が決定することとしています。
- 住民投票の請求資格については、地方自治法に基づく直接請求の制度よりも参加できる住民の範囲を拡大し、18歳以上の住民としています。
- 住民投票の結果に基づいて市が決定等を行うときに、それが市の権限に属さないもの（国・都等の権限）である場合は、市が住民投票の結果を受けて必要な措置を講ずることができないため、住民投票の対象となるのは「市の権限に属する市政の重要事項」としています。
- 本条では、住民発議による住民投票の実施のみを定めており、市長又は議員発議による住民投票の規定はありませんが、市長又は議員が発議する場合は、地方自治法の規定に基づき、住民投票実施条例を提案することとなります。
- 住民投票の請求の具体的な手続等については、条例の施行と合わせて別に規程の整備を行います。

- 要綱案では第6章に、自治基本条例が行政の仕組み等を規定するだけでなく、政策本位の市長選挙の実施など地域デモクラシーの課題も自治基本条例で定める必要があるとのまちづくり研究所の提言を踏まえて、市長選挙に立候補する者の選挙公約（マニフェスト等）の課題を規定していました。しかし、このマニフェスト等の規定に関する関係方面から寄せられた意見では、公職選挙法が改正されていない現状においては自治基本条例で規定することは慎重であるべきであるとの意見が多く、本条例で規定することは見送ることとしました。

第7章 政府間関係

（国、東京都等との政府間関係）

第36条 市は、基礎自治体である市町村優先の原則に基づき、国、東京都等（以下「国等」という。）との適切な政府間関係の確立が図られるよう、国等に対して、制度、政策等の改善に向けた取組を積極的に行うとともに、関係団体、市民、事業者と連携協力し、自治基盤の強化に努めなければならない。

- 「市町村優先の原則」は、日本政府も批准の意向を示している国連の世界地方自治憲章などで謳われている「補完性の原則」に基づくものです。「補完性の原則」とは、事務事業を政府間で分担するに際しては、まず基礎自治体である市町村を最優先し、ついで広域自治体である都道府県が担い、国は広域自治体でも担うにふさわしくない事務事業のみを担うという考え方です。

（他の自治体等との連携）

第37条 市は、他の自治体等と連携して、行政サービスや施設の相互利用、共通する課題への広域的対応等を行うことにより、市民サービスの向上を図り、効果的で効率的な行政運営を行わなければならない。

（海外の自治体等との連携、国際交流の推進）

第38条 市は、海外の自治体、研究機関、市民活動団体等との連携、交流及び協力を推進するとともに、市民による公共的な国際活動への支援を行うことにより、相互理解の推進、共通する都市問題への取組及び平和、人権、環境等の地球規模の諸問題への取組を行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

- 自治基本条例の施行に当たって新たに整備等が必要な制度は、パブリックコメント、市民会議等の公開及び住民投票などがあり、これらの準備や自治基本条例の市民への周知を図るため、条例の施行を公布の日から起算して6月を経過した日からとしています。